

吹田市地域生活支援事業実施規則の一部改正の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

- 1 提出期間 令和6年(2024年)1月4日(木)～令和6年(2024年)2月2日(金)
- 2 提出意見数 12件(12通)
- 3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

No.	提出意見	市の考え方
1	支給に際し身体状況は重度訪問介護支給者だけではなく、支援区分4以上にするなど支給対象者の枠を実態に合わせ支給できるようにする必要がある。	
2	本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている18歳以上の方を予定していますが、区分6の重度障害者であっても居宅介護決定で重度訪問介護決定となっていないケースがよくある。就労なら重訪へ切り替え、居宅も重訪へとなると居宅を受けてくれない事業所がある場合がある。このような場合事業所にペナルティを加えるのか？そうならないように支給決定は区分5以上の障がい者とするべきである。	
3	1. 対象者が重度障害者等としており対象者を重度訪問介護・同行援護・行動援護の利用者としているが、吹田市では対象者の幅を広げるため支援区分5以上の障害者としてほしい。(障害者雇用納付金制度に基づく助成金は障害者であることでサービスを対象としていない) 2. 対象者は単なる見守りとならない障害者であるため就労中等での中抜きを検討しないでいただきたい。 3. 重度障害者等が自営業者等として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合の支援は積極的に行っていただきたい。	重度障害者等就労支援特別事業は、国が定める地域生活支援促進事業の一つである「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を基に事業立てております。 「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の対象者は重度訪問介護、同行援護及び行動援護の利用者となっております。 雇用施策の事業としましては、「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」となります。雇用施策についても対象者は重度訪問介護、同行援護及び行動援護の利用者となっております。 また、重度障害者等就労支援特別事業は、障がい福祉サービスでは認められない就労中の支援となり、支援内容としましては、身体介護、移動の支援及び見守り等となりますことから、障がい福祉サービスで同様の支援を行うサービスとしての重度訪問介護、同行援護及び行動援護となります。 就労先につきましては、民間企業勤務、自営業者問わずとなります。
4	1. 対象者が重度障害者等としており対象者を重度訪問介護・同行援護・行動援護の利用者としているが、吹田市では対象者の幅を広げるため支援区分5以上の障害者としてほしい。 2. 対象者は単なる見守りとならない障害者であるため就労中等での中抜きを検討しないでいただきたい。 3. 重度障害者等が自営業者等として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合の支援は積極的に行っていただきたい。障がい者が企業の代表者であっても重度障がい者なら支援は必要である。	
5	本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている18歳以上の方を予定していますが、区分6の重度障害者の居宅介護決定であって重度訪問介護決定となっていないケースがよくある。就労支援を希望するなら重度訪問へ切り替えなければならず、居宅介護から重度訪問へとなるとサービスを受けてくれない(断られる)事業所がある場合がある。 このような場合、事業所にペナルティを加えるのか？そうならないように重度障害者等就労支援特別事業での支給決定は区分5以上の障がい者とするべきである。障害者雇用納付金制度に基づく助成金は障害者であることであって、サービス内容での対象者を限定していない。	
6	重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている18歳以上の方のみを事業の対象に予定していますが、職場で介助支援を受けたら働ける重度障害者は沢山いると思います。障害者雇用促進法でも合理的配慮は義務になっています。職場環境が整備されなくても、自分で移動、トイレ、食事等が出来なかったら働くことは出来ません。福祉サービスや支援区分で限定せずに、働く意欲のある障害者には、適性に判断して柔軟に対応するべきです。	
7	骨子案以外の意見【6件】	意見募集案件の対象外の内容であると判断したため、掲載は省略いたします。なお、頂いた御意見については今後の本市障がい福祉行政の参考とさせていただきます。